

自動証明写真機仕様書

1 機器の大きさ

機器の占有面積は概ね2.4m² (幅1,630mm以内、奥行1,450mm以内)以内とし、高さは2.2mを上限とする。

2 形状

身体障害者や高齢者、車いす利用者の利用に配慮したユニバーサルデザインであること。

3 機器の機能

(1) 対応写真サイズ

次に掲げる証明書等の写真サイズに対応する撮影が可能であること。

ア 運転免許証

イ 雇用保険

ウ 履歴書

エ 障害者手帳

オ 個人番号カード（マイナンバーカード）

カ 旅券（パスポート）

(2) 撮影回数

撮影した画像を確認し、撮り直しが1回以上可能であること。

(3) 個人番号カード（マイナンバーカード）の申請

無線通信による個人番号カード（マイナンバーカード）の申請ができる機能を有していること。

(4) 写真画像のデータ販売

証明写真データをダウンロードできる機能を有していること。

(5) 撮影料金

市場価格に準じ、適正な価格を設定すること。なお、価格を改定する場合には、市と協議を行うこと。

(6) 対応言語

日本語、英語、中国語、韓国語及びポルトガル語に対応していること。

(7) 使用可能貨幣

1,000円紙幣、500円硬貨、100円硬貨、50円硬貨及び10円硬貨に対応していること。

(8) 領収書発行

領収書の発行機能を有していること。

(9) 環境配慮

電球にLEDを使用し、未使用時の消灯等の省電力対応を行い、環境に配慮したものであること。また、環境に配慮した機器である旨を、シール等を用いて当該機器に表示すること。

4 機器の維持管理

(1) メンテナンス

設置事業者は、定期的に商品・つり銭の補充、品質管理、売上金の回収等のメンテナンスを隨時実施し、機器の状態を良好に維持するとともに、これらのことと緊急で生じた場合には、速やかに対応すること。

(2) 売上金等の報告

売上金及び利用者数（設置機器を利用して通信により個人番号カード（マイナンバーカード）の交付申請を行った利用数を含む）の管理を行い、売上金等に係る報告書を、毎月分を一括して翌月の10日までに提出すること。なお、報告書は任意様式とし、月別及び当該年度の合計の売上金及び利用者数を記載すること。

(3) 故障等の対応

機器が毀損、汚損又は滅失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、設置事業者が負担すること。また、利用者が故障等を連絡するために、機器には設置事業者の対応窓口（カスタマーセンター）の電話番号（フリーダイヤル）を記載すること。なお、故障その他のクレーム発生時には、設置事業者の責任において即時対応すること。

(4) その他

本庁舎のレイアウト変更などにより設置方法等の変更が生じた場合は、市と設置事業者との協議の上、設置方法の変更や機器の増設・変更を行うものとする。

5 事故に対する補償

機器の運用に関して、利用者等の第三者に発生した事故に対しては、市の責によることが明らかな場合を除き、設置事業者が補償を行うこと。

6 盗難・破損対応

設置事業者は、機器に係る盗難・破損等に関して、一切の責任を負うこと。なお、盗難・破損等で機器が使用不能となった場合の対応については、「4-（3）故障等の対応」の前段を準用する。

7 防犯

設置事業者は、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽

造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

8 機器の設置及び撤去

(1) 一般的事項

ア 事前協議

設置及び撤去に当たり、工事を行う場合には、事前に施工方法について市と協議を行い、市の了承を得てから施工を開始すること。また、本庁舎の躯体に負担が掛からないような施工方法とすること。

イ 工事時間

設置及び撤去の工事は、原則として開庁時間（午前8時30分から午後5時15分まで）を除いた時間内に行うものとする。ただし、市が必要と認めるときは、上記の時間以外での作業を認めるものとする。

(2) 個別的事項

ア 機器の設置にあたっては、日本工業規格（JIS規格）に準拠した転倒防止措置を講じること。

イ 機器の撤去にあたっては、データを完全に消去又は物理的破壊等を講じること。